

任意継続被保険者について

1.退職または契約変更し資格が無くなったときに選べる健康保険

- ① 国民健康保険に加入する
- ② 家族の健康保険の被扶養者になる
- ③ 平和堂健康保険組合の任意継続被保険者になる
- ④ 再就職して新しく社会保険を取得する

2.保険料

- ① それぞれ保険料が異なります。各保険者の窓口へ保険料を確認しましょう。
- ② 今までの保険料は「事業主」が半額負担されていましたが、任意継続の場合は「本人」の全額負担です。また、介護保険料も同様です。
- ③ 保険料は納付書または口座振替にてお支払いいただきます。給与からは引かれません。

3.任意継続の資格喪失

- ① 以下の場合、資格を喪失します。
 - ・ 任意継続の資格期間(2年)が満了したとき
 - ・ 再就職をして新たに社会保険を取得されたとき
 - ・ 死亡したとき
 - ・ 保険料を期限までに納めなかったとき
 - ・ 後期高齢者医療制度に加入したとき

※その他の理由では喪失できません

4. 保険証

- ① 退職または契約変更し、資格が無くなってから5日以内に保険証を返却ください。
任意継続を希望される場合も番号が変わりますので返却ください。
- ② 保険証を返却し、任意継続保険証を発行される間にかかられた医療機関については一旦、立替払いをしてください。任意継続保険証が発行されましたら「療養費支給申請書」にて請求できます。

以上の内容を確認し、任意継続を希望される場合は、資格が無くなってから20日以内に申請書を提出してください。

提出書類

被保険者用

- ・「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書」

被扶養者用

- ・「健康保険組合被扶養者 異動届 (任意継続加入時用)」 ※継続して被扶養者とする場合

※平和堂健康保険組合のホームページからダウンロードできます。
URL <http://www.heiwado-kenpo.or.jp>

平和堂健康保険組合